健保適用除外承認手続きにより、適法に「建設国保」と「厚生年金」に加入する事業所の「施工体制台帳」等への記載方法について

※ 以下、建設業社会保険未加入問題研究会編「建設業社会保険未加入問題Ｑ＆Ａ」の掲載内容〈177～179 頁〉に沿って、**「当該事業所に使用される作業員が、健康保険のうち健康保険組合、建設国保に加入している場合の記載」**について、補足します。

（再下請負通知書、施工体制台帳に共通のルール）

1．健康保険組合（組合管掌健康保険）に加入している場合

健康保険について、当該事業所が協会けんぽ（全国健康保険協会管掌健康保険）ではなく健康保険組合（組合管掌健康保険）に加入している場合、「事業所整理記号等」欄のうち「健康保険」欄には加入している健康保険組合の名称のみ（例:「○○健康保険組合」）を記載してください。

2. 建設国保に加入している場合

(1)「事業所整理記号等」欄の「健康保険」欄の記載

当該事業所が協会けんぽ又は組合管掌健康保険に加入しており、当該事業所で使用され、協会けんぽ又は組合管掌健康保険の被保険者となるべき労働者のうち

① 全員が建設国保（国民健康保険組合が運営する国民健康保険）に加入しており、協会けんぽ、組合管掌健康保険の適用除外承認を受けている場合

→「事業所整理記号等」欄の「健康保険」欄には**加入している建設国保組合の名称（例:「○○建設国保」）を**記載して下さい。

（理由）

※ 「―」（空欄）では、健康保険の適用除外承認を受けているのか、個人事業所や後期高齢者など健康保険の適用そのものを除外されているのか判断できず、明確に区別するために建設国保組合の名称（保険者名）を記載します。

※ 情報システムの登録に際しても「―」（空欄）でエラーになる場合があるため、区別が重要になります。

② 一部の者が建設国保に加入しており、協会けんぽ、組合管掌健康保険の適用除外承認を受けている場合

→「事業所整理記号等」欄の「健康保険」欄には、当該事業所が

イ 協会けんぽ加入の場合、事業所整理記号及び事業所番号を記載して下さい。

ロ 組合管掌健康保険加入の場合、当該組合名を記載して下さい。

(2)「保険加入の有無」欄の「健康保険」欄の選択

① 「事業所整理記号等」欄に記載する全事業所の「健康保険」欄が**「○○建設国保」**となるか、上段が**「○○建設国保」**で、下段が「同上」となる場合

→「保険加入の有無」欄の「健康保険」欄では「適用除外」を選択して下さい。

② 「事業所整理記号等」欄に２つの別の事業所について記載し、一方の「健康保険」欄のみが**「○○建設国保」**で、もう一方は事業所整理記号及び事業所番号もしくは健康保険

組合名のみが記載される場合
→「保険加入の有無」欄の「健康保険」欄では「加入」を選択してください。

※記載例は以下のとおりです

（１）健保適用除外承認を受け適法に建設国保に加入し、厚生年金に加入している事業所

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外

事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	㈱○○工務店	**○○建設国保**※1	杉並けま 12345	12345678909-876

注※1 建設国保組合（保険者）の名称を記載します。

（２）協会けんぽの加入事業所で、健保適用除外承認を受け適法に建設国保に加入して、厚生年金に加入している者が混在する事業所

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外

事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	㈱○○工務店	杉並けま 12345	杉並けま 12345	12345678909-876

再下請負通知書、施工体制台帳に記載する各種番号等の掲載書類について

1. 健康保険

事業所整理記号及び事業所番号又は健康保険組合名
→健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」、**建設国保保険証（写し）、厚生年金算定基礎届（その他、年金事務所が発行する証明書類）**等